

Title	<書評> . . . , - .
Author(s)	井上, 浩一
Citation	史林 = THE SHIRIN or the JOURNAL OF HISTORY (1977), 60(4): 609-617
Issue Date	1977-07-01
URL	https://doi.org/10.14989/shirin_60_609
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

の一人、王徳毅氏の姿を思い出す。本書の完成に費された編者諸
先学の勞苦に感謝しつつ、又、拙文が次作以降に何等かの益あら
んことを願いつつ、擧筆する。(一九七七・三・三一)

(A5判 全六冊 総五〇九五頁、一九七四年四月と七六年一二月、
臺北 鼎文書局、新臺幣二三六〇元)

(京都大学大学院文学研究科

A. П. Каздан

Социальный состав господствующего

класса Византии XI—XII вв.

井上 浩 一

序

一九五〇年代末から六〇年代前半にかけて、一一世紀以降のビザンツ世界に、西欧の封建制度に極めてよく似た、政治・経済・社会制度を認める史家と、皇帝権の強大さ等ビザンツの特質の連続を強調する史家との間で、国際的な論争が行なわれた。しかしこの「ビザンツ封建制論争」も六〇年代半には立ち消えとなり、以降は個別的な研究テーマがとりあげられた。その中でも目立った傾向として、貴族に関するプロソポグラフィ研究(各家系毎にそのメンバーを確認する。各官職・位階毎にその地位についた人物を確定する)を挙げる事ができる。一連のプロソポグラフィ研究の成果をふまえて、一連の代表的な研究者カシヤタン A. П. Каздан は七四年に、一一一二世紀の貴族に関する画期的な研究を発表した。『一一一二世紀ビザンツの支配階級の社会的構成』である。本書は新しい方法論、明快な結論、興味深い仮説の提起において、近年のビザンツ史研究の白眉といつてよい。以下やや詳しく彼の所説を紹介するのも、この研究の重要性のゆえである。

一 第一章 課題・基本的概念・研究方法

著者カジュダンはまずビザンツ貴族について研究者たちの説くところを整理する。研究者の大部分は、屬州の大土地所有貴族（軍事力を有する門閥）と首都を中心とした官職貴族（官位にあることで貴族たるもの『流動的』の二類型を認めている。「官職」の貴族と「土地」の貴族を対比させることはビザンツ史学の常識でもあった。が、この二つの貴族概念が厳密な検討を加えられることなく用いられてきたことに著者は驚きを示している。著者が本書を著すに至った課題意識は、ビザンツ史研究における「貴族論」の欠如にあったと評者には思える。

著者は西欧中世史家の間での貴族概念の不一致をみて、「貴族」をアプリアに定義することは避け、次のような三つの概念を区別するにとどめている。

(イ)支配階級＝直接生産者から剰余生産物の本質的部分を奪う。
(ロ)貴族＝法的概念。一定の特権の所有。(ウ)エリート＝貴族上層。
領主権の他に公権力の一部を所有する。

続いて著者は貴族層分析の方法を示す。①同時代人の描くビザンツ貴族像の整理。著作家の観念と貴族の実態との間の予測されるずれを、著者は多数の著作家・年代記作者をとりあげることによって克服しようとする。②貴族の量的分析。著者はフィーフの目録などまとまった史料の存在しないビザンツにおいても、年代記・手紙など叙述史料に現われる情報を丹念に収集し、印章史料を合わせることで、分析に足るだけのデータが得られるとする。データ整理の原則は、(イ)調査の基礎単位は個人である。個人の官

職・位階・財産・親戚関係・反乱行為、文化活動などを調査する、(ロ)「家系」をデータ分析の単位とする、従来のプロソポグラフィ研究とは異なり、個人のもつ官職などを家系全体が共有するものとみなす（家系の判定は困難であり、ごくわずかの家を除いては系図の作成は不可能である、そこで著者は若干の断わりを述べた上で、名字の一致する人々を同一の家系に属する者とみなしている）、(ウ)これらの家系をその社会的性格に従って分類する、(ニ)家系への所属不明の個人は分析の対象外であるが、宦官と外国人は別途に考察する、である。

章末で著者は研究の現段階において本書を学界に問うことの意味として、かなりの量のデータの利用による誤差の縮小、新しい方法による新しい問題の提起の可能性などを挙げている。

二 第二章 一―二世紀ビザンツにおける

支配階級の構成についての同時代人

本書では上述の分析の方法①に基づき、この時代の支配階級、貴族の姿を検討する。

まずどのような人々が高貴な人と考えられていたかについて著者は次のようにまとめている。貴族と呼ばれるための要因として、家柄、官職、財産、個人的美点を指摘することができる。四つの要因すべてが不可欠というわけではなく、またいずれの一つも決定的なものではなかった。各々の要因への比重のおき方は、時代、著作家によって様々であり、その差異がビザンツ貴族層の変動を示していると著者は考える。大雑把にいうと、一〇―一世紀には官職や財産が強調され、また個人的にすぐれた人物が高い地位

につくことも原則として承認されていた。コムネノス朝期（一一八一—一一八五）には家柄の占める比重が高くなり、一二世紀末からは逆に家柄への関心は低下する。

続いてヒエラルヒーの問題に移る。ビザンツにおいても貴族間にヒエラルヒーが存在しなかったわけではない。しかし西欧とは異なり、九一一〇世紀には官職によって、一一世紀末からは皇帝との親戚関係によって、序列が定められていたことを著者は確かめている。

次に同時代人が貴族をどのように分類していたかの検討に移っている。まず社会的機能・職務による区分がなされていた。この時期のビザンツにおける特色は、(イ)聖職貴族の地位が低い、(ロ)文官と軍人の区別が強調されている、にある。貴族の分類はその社会的地位によってもなされていた。(イ)皇帝一門、(ロ)その他の軍事・文官貴族、(ハ)側近、ミニステリアールスである。(イ)はコムネノス朝期からはっきりと意識されるようになり、軍人が大部分を占める。(ハ)は奴隸ドボイなどと呼ばれたものの、その地位はやはり一種の特権とみなされていた。

以上ビザンツ貴族についての同時代人の意識を検討した結果、著者は次のような結論を出した。同時代人の人々は何よりも国家機構に関与した人々を貴族と考えていた。法的概念として、一定の身分的特権をもつ人々を貴族と定義する場合、ビザンツ貴族に關しては何ら法的基準はなかったが、同時代人の人々は国家機構への関与をその特権と考えていたのである。

三 第三章 調査の整理の試み

本書の半分以上を占める第三章では、家系を単位に、貴族の量的分析が多項目にわたって展開されている。ただ個々のデータの調査過程を示すことは技術的に不可能であり、著者は整理されたデータとその統計的操作を示すにとどめている。以下のデータが提出される。

①三四〇に及ぶ家系と、各家系毎に知られている個人の数。七六人が知られているコムネノス家以下、ドゥーカス(三八)、カマテロス(三三)、アングロス(三一)と続き、人数合計は二三〇〇余人となる。

②各々の家系の社会的権勢を称号によりつつ明らかにする。ただし称号は時代によって変化していたので、一一一二世紀を通じて同一の基準で評価することはできない。そこでこの期を比較的均質な(1)九七六一—一〇二五、(2)一〇二六一—一〇八一、(3)一〇八一—一一一八、(4)一一一八一—一八〇、(5)一一八〇—一二〇四の五期に区分し、各時期毎に称号の重要性を五段階評価する。たとえばカタカローン家は表1のようになり、その指数計一四はバタツェス家など六つの家系とともに第八位に位置する。

③各家系の存続の確認されている

表1 カタカローン家 (評者作成)

時 期	称 号	指 数
① 976—1025	magistros	4
② 1025—1081	amphipathos	2
③ 1081—1118	panhypersebastos	5
④ 1118—1180	protonobellisimos	3
⑤ 1180—1204	—	0
指 数 計		14

表Ⅱ (本書131頁より)

終わり	① 976— 1025	② 1025— 1081	③ 1081— 1118	④ 1118— 1180	⑤ 1180— 1204	計
始まり						
8世紀		2		2	2	6
9世紀		3	5—7	5	9	24
10世紀	2—3	5	9	5	10—11	33
① 976—1025		6—7	6—12	6—8	27—30	57
② 1025—1081		10—15	12—23	18—19	49—50	107
③ 1081—1118			5—7	17—20	23—28	55
④ 1118—1180				5	21—23	28
⑤ 1180—1204					18	18
計	3	32	58	64	171	328
%	1	10	17	20	52	100

ほとんどのない。これを(イ)変化型と呼ぶ。その他教会人、外交官、
 商工業者、土地所有者として知られている家系も、一部の不明を
 除いて、ほぼ三大範疇に分類される。
 ⑤コムネノス家との姻戚関係を調べ、(ニ)コムネノス一門を別個
 の範疇とする。
 ⑥軍事の職、文官の職についての時期を調べる(表Ⅲ)。アレクシ
 オス一世時代(一〇八一—一一一八)以降、新しい家系が軍事官

る期間を調べる
 (表Ⅱ参照)。
 ④家系の類型分
 け。第二章での考
 察を手がかりに、
 (イ)文官貴族家系、
 (ロ)軍事貴族家系を
 まず分ける。両者
 はかなりはっきり
 区別され、同一の
 家系から文官と軍
 人が出ることば、
 ほぼアレクシオス
 一世時代(第三期
 一〇八一—一一
 一八)を境に軍か
 ら文へと移った一
 群の家系を除いて

職につくことは少なく、コ
 ムネノス一門の独占が強ま
 っている。
 ⑦文官・軍事の職にあつ
 た期間を各家系毎に調べる。
 〈存続指数〉Ⅱへ官職にあつ
 た最後の時期Ⅰへ官職につ
 いた時期Ⅲ(表Ⅳ)。流動的
 といわれるビザンツ社会で
 はあるが、安定した地位を
 保つ家系がかなり多い。
 ⑧五つの時期における支
 配体制の特徴を知るため、
 データ②において四以上の
 指数をもつ家系の数を四大
 範疇毎に数える(表Ⅴ)。第
 一期、軍事貴族の優位、第
 二期、文官の進出、コムネ
 ノス一門の成長、第三期、
 コムネノス一門の一層の成
 長、第四期、コムネノス一
 門が支配者上層をほぼ独占
 第五期、文官の再進出、を
 読みとれよう。
 ⑨名字の語源の検討。四

表Ⅲ (本書P.177及び179より評者合成)

類 型 時 期	軍 事 貴 族					文 官 貴 族		
	(A)軍事貴族	(B)軍事貴族 (のち文官)	(A)+(B)	(C)コムネノ ス一門	(A)+(B)+(C)	(D)文官貴族	(E)軍事貴族 から	(D)+(E)
~976	17—18	6	23—24	7	30—31	10	—	10
① 976—1025	16	12—15	28—31	10	38—41	12	2	14
② 1025—1081	24—28	9—12	33—40	7	40—47	56	4	60
③ 1081—1118	10	7	17	7	24	50	14	64
④ 1118—1180	6		6	7	13	16	16	32
⑤ 1180—1204	4—6		4—6	1	5—7	16	9	25
計	77—84	34—40	111—124	39	150—163	160	45	205

表Ⅳ (本書P.183より評者作成)
1204年以降続いた家系も1204で切っている

	(A)軍事貴族	(B)変化型	(C)コムネノス一門	(A)+(B)+(C)	文官貴族
指数計	130	108	104	342	229
家族数	66	40	38	144	135
平均	2.0	2.7	2.74	2.38	1.7

表Ⅴ (本書P.184より)

時期 類型	① 976—1025	② 1025—1081	③ 1081—1118	④ 1118—1180	⑤ 1180—1204
コムネノス一門	8(22%)	13(36%)	19(60%)	25(89%)	22(43%)
軍事貴族	17(47%)	6(17%)	6(19%)	1(4%)	7(14%)
変化型	4(11%)	4(11%)	2(6%)	—	2(4%)
文官貴族	7(20%)	13(36%)	5(15%)	2(7%)	20(39%)
計	36	36	32	28	51

表Ⅵ (P.195より)

類型 名字の由来	(A) コムネノス一門	(B) 軍事貴族	(C) 変化型	(A)+(B)+(C)	(D) 文官貴族	
聖書・古典名	1 0	1 2—3	1 1	3 3—4	5—7 6—8	
特徴	嘲	3	8—9	8	19—20	31—32
	中間	1	2	2—3	5—6	8—9
	贅	0	1	0	1	19—20
官職	職業	1 1—3	3 2—3	0 1	4 4—7	3 16—18
	地名	大地域	4	4	3	11
小地域		6—10	3	3—5	12—18	7—8
首都		0	1	0	1	10
修道院		0	0	2—3	2—3	7
計	17—23	27—30	21—25	67—78	124—135	

表Ⅶ (本書P.197—199より評者作成)

類型	軍事貴族	変化型	コムネノス一門	文官貴族
総数	70	45	38(アンゲロスを除く)	160
土地所有の確認されている家系比率	25 36%	10(+2) 22(+4)%	26 68%	25—26 (除首都) 16—17%

大範圍毎にまとめると表Ⅵができる。特に注意すべきは、コムネノス一門に中世西欧に広くみられる小地域名から作られた名字が多いことである。西欧的な封建貴族をここに認めることが可能ではないかと著者は考えている。

- ⑩ 土地所有(表Ⅶ)。
- ⑪ 出身地(表Ⅷ)。
- ⑫ 教会との関係。
- ⑬ 文化活動。
- ⑭ ⑬は文官貴族に顕著である。

表Ⅷ (本書P. 204より)

出身地	類型	文官貴族	軍事貴族
西 欧		1	8
アラビア, トルコ		3	9
ハンガリー, ロシア, ベネチエネグ		0	4
ブルガリア, マケドニア, スラブ, ワラキア, アルバニア		3-4	12
コーカサス		5-7	25-26
小アジア内陸部		5-7	19-20
小アジア沿岸都市		5-6	1
マケドニア		2	4
マケドニア沿岸都市		1	1-2
コンスタンティノープル		15-23	1
ギリシア		6	1
島		5	0
計		51-65	85-88

表Ⅸ (本書P. 209より)

	(A) コムネノス	(B) 軍事貴族	(C) 変型()は文官	(B)+(C)	文官貴族
① 976-1025	4	5	6	11	2
② 1025-1081	15(+1)	15	12	27	8(+1)
③ 1081-1118	8	4	(2)	4	8+(2)
④ 1118-1180	2	1	(1)	1	3+(1)
⑤ 1180-1204	11	4	(1)	4	11+(1)
計	41	29	18	47	37

⑭ 反乱への参加(表Ⅹ)。
 以上の分析によって文官貴族と軍事貴族が一―二世紀の帝国における支配階級の構成上、はっきり区別されるものであったと著者は述べる。
 ⑮ 最後に特別の範疇として、宦官と外国人をとりあげる。両者はいずれも第二期、第五期に帝国の政治、軍事において重要な地

タイプ以外の貴族層の存在の有無も問うている。帝国の官職につくことなく、屈州において権力を行使した土地所有者は確かに存在した。しかし彼らは同時代の人々の注意をほとんど引かなかった。第二章でみたように、支配階級・貴族と考えられていたのは何よりも国家機構に関与する人々であった。しかも同時代人のこの観念には経済的な土台があったと、著者は「国家的土地所有」

位を占めていた。それは文官貴族の勢力伸張期、社会の流動性の増大期に対応する。

四 第四章 一―二世紀ビザンツにおける支配階級の性格・構成および発展

本章では二・三章での分析をまとめ、結論と展望が示されている。まず一―二世紀ビザンツにおける貴族の存在形態が説かれている。彼らは世襲門閥を形成せず、その財産も荘園・私的土地所有よりも動産が主であり、社会的地位は国家の官職やのちには皇帝との親戚関係で決定されるものであった。行動様式も個人主義や主知主義であった。我々はここに同時代の西欧の貴族との差違を認めることができよう。反面次のような傾向も存在した。門閥の確立、大土地所有の発展、国家の機能を私的に占取る動き。さらには「騎士的」な行動の理念も広がりつつあった。

の理論を展開する。この時代のビザンツにおいて、貴族の荘園・私的な土地所有は部分的にしか成立していない。土地は理念のみならず現実にも国家による所有下にあった。ビザンツの貴族は國家權力を介して封建地代を實現し(中央集権的地代・租税)、それを様々の形でみずから間で分配した。「貴族」を「土地」と結びつける西欧的な觀念が、ビザンツに確固として存在しなかったことはこのことから説明される。土地所有よりも國家との何らかのつながりが貴族の主たるメルクマールであった。

一―二世紀の貴族像の上述の二重性、あいまいさは、当時ビザンツにおいて貴族に関する法的な基準が存在しなかったことに加えて、二つのタイプの貴族層の並存、ならびに貴族層の構成におけるその変化にも起因する。それはビザンツ社会の發展を示しているといえよう。第二・三章での考察に基づきつつ、最後に著者は各時期毎に以下のような結論を示し、合わせて問題提起を行っている。

第一期。一般にバシレイオス二世は反軍事貴族政策をとり、小農民を保護したといわれるが、データは逆にこの時期における軍事貴族の優越を示している。

第二期。文官貴族の支配の時代といわれている。確かに文官の進出が著しい。しかし同時に将来コムネノス一門を形成する軍事貴族が次第に成長しつつあり、一〇八一年の革命の主体が形成されつつあったことにも注目すべきである。

第三期。コムネノス家が帝位についた。この期には新しい軍事貴族の形成は減少し、一門外の軍事貴族も、没落、あるいは文官に移った。帝国の軍事機能のコムネノス一門による独占化が進んで

いる。従来からアレクシオス一世コムネノスの *Familiarpolitik* はしばしば指摘されてきたが、著者はそれに加えて、一門を形成した家系が、西欧的な封建貴族にもっとも似ていることをデータ分析から確認している。

第四期。コムネノス一門による高位の独占は一層進んだ。従来マヌエル一世(在位一一四三―一八〇)はコムネノス一門の貴族よりラテン人を重用したといわれてきたが、データはそれを否定する。

第五期。コムネノス一門による高位の独占が破れた。第二期と同じく、文官貴族の進出、宦官、外国人の活躍が顕著である。一二世紀末にコムネノス体制の崩壊がみられるならば、一二〇四年の帝國滅亡の原因を封建化の進展に求める通説には疑問がある。著者のこの提言は極めて重要であり、さらに検討を要すると評者には思われる。その際この第五期に國家機構と關係なく高位の称号をみずからのもとした廣州領主が目立ち始めることをデータが示していることにも留意しなければならないだろう。

結

著者は新しい方法論に基づき、多数の史料を駆使して、一一―二世紀ビザンツ貴族の構成と發展を以上のように説いている。通説を全面的に批判するような結論もいくつか出されている。その多くは説得力に富むが、著者自身も認めているように、問題によってはなお検討の余地も残されている。紙幅の関係上ここでは著者の提起する個々の問題について論じることができない。一一―一二世紀という時期に対する理解の仕方について、評者の大雑把な

見解を述べて結びに代えたい。

著者は以前からビザンツにおける奴隸制から封建制への移行期を七世紀としていた。しかし七世紀以降のビザンツ社会は西欧の封建社会とは異なり、皇帝権力は強大で封建領主と呼びうる社会層は未熟であったことは周知のとおりである。著者カジュダンの七世紀以降封建制説ではこの点は次のように説明される。基本的な生産関係は農奴制であったが、農民が隸属したのは個々の領主に対してではなく、国家に対してである。未成熟な領主階級（農民共同体の強固さに対応する）は中央集権国家の権力機構を通して農民を農奴身分にし、地代を搾取しえた。農民が国庫に対して負った負担は中央集権的時代に他ならない。このようにして収取した剰余生産物を支配階級は、年金・官職給与などの形でみずからのうちで分配した。

著者が本書において、一一一二世紀の貴族の特徴として国家との直接的なつながりを指摘し、その経済的基礎として国家的土地所有を主張するのも上述の見解の延長に他ならない。つまり著者は七一二世紀の帝国の基本的な性格には変化がなかった（国家的・集権的封建制）と考えているのである。しかし評者には次の点が一層重要に思われる。中央集権国家が共同体を介して農民を支配する社会体制は、一〇一一世紀に大きな変化を受けた。一〇世紀以降、国家の官位にある者が共同体農民の土地を兼併し、彼らを見ずからの隸属農民にするという過程が進行した。これと併行して共同体農民の階層分解、小領主層の形成も進んだ。なるほど彼らも官職を求め、爵位についた。が、ビザンツにおける先行する強力な集権国家体制の枠内での封建化の特殊性を強調しす

ざることにも注意しなければなるまい。大土地所有、農民支配にその存在の基盤をもつ社会層の形成と、彼らの国家権力掌握の特質、この両面の説明がビザンツ封建制論の課題であろう。ビザンツ貴族を後者の点からのみ捉えんとするのは、一〇世紀以降には適当ではないと思われる。

無論カジュダン自身、土地所有の問題には一項目をさいて考慮している。しかしそれは文官貴族等々の類型のうちでいずれが土地所有との関連が深いかという問いかけであった。一〇一一世紀には貴族の性格に大きな変化がみられた。カジュダンのデータ分析もそれを示している。しかしここでは文官貴族・軍事貴族・コムネノス一門という貴族類型間の比重の変化にとどまっている。貴族層の構造的な転換、官職と癒着しつつ成長する貴族自身が国家の機能を私的に占取せんとする矛盾をはらんだ動向、はカジュダンの量的分析という方法論の射程外といえるかもしれない。しかし評者には、文官貴族等々に加えてデータ分析の基準を多次元でとることによって、ある程度この点も明らかとなるのではないかと思われる。さらにデータが家系単位から個人単位にまで掘げられるならば、一つの家系の発展コースも明らかとなり、一層興味ある結果が期待できるだろう。そのためにはデータ整理にコンピュータの導入が必要となることが予想される。歴史学研究におけるコンピュータ導入は文献整理・探索とともに、まずこのよう

〔付記〕

カジュダンは七三年に本書第四章と同名の論文を『ビザンツ年

報』誌に発表している。同論文には「仮説的結論」という副題が
付されていたが、内容的には本書の原型をなしている。同論文に
ついては故米田治泰氏がその内容を紹介されたことがある(『人文
研究』第二十五卷一〇〇)。本書の紹介に際して同氏論文との重複

を避けた部分もあり、是非参照されたい。

(A5版 二九二頁 一九七四年 Moscow Izdatel'stvo (Gayva))

(大阪市立大学文学部助手)

バックナンバーのお知らせ

『史林』バックナンバー在庫は次の通りです。お申込は必ず前金にて郵送の場合
は送料(各冊四〇円)を添えて下さい。なお、より多くの学兄が史学研究会に入
会され、本誌を定期購読されるようお勧め致します。会費は年間四〇八〇円です。

第三三卷一号	五〇〇円	第四四卷六号	五〇〇円	第五三卷一号~六号	各五〇〇円
第三四卷一・二号、四号	各五〇〇円	第四六卷四号、五号	各五〇〇円	第五四卷一号~六号	各五〇〇円
第三八卷二号、四号	各五〇〇円	第四七卷一号~六号	各五〇〇円	第五五卷一号~六号	各五〇〇円
第三九卷三号、六号	各五〇〇円	第四八卷三号、五号、六号	各五〇〇円	第五六卷一号~六号	各五〇〇円
第四〇卷五号、六号	各五〇〇円	第四九卷三号、五号、六号	各五〇〇円	第五七卷一号~六号	各六〇〇円
第四一卷四号	五〇〇円	第五〇卷一号、四号、六号	各五〇〇円	第五八卷一号~六号	各六〇〇円
第四二卷五号	五〇〇円	第五一卷一号~六号	各五〇〇円	第五九卷一号~六号	各七五〇円
第四三卷二号、四号、六号	各五〇〇円	第五二卷一号~六号	各五〇〇円	第六〇卷一号~三号	各七五〇円

以上のお申込は左記へ

京都市左京区吉田本町
京都大学文学部

史学研究会

振替 京都五一五五番